

Q6-14 出張時の日当に対する課税について教えてください。

出張時の日当に関する課税は以下の通りです。

出張先	損金算入限度額
台湾内出張の日当(食費、雑費)	董事長、総経理、経理人、工場長については、1日 NT\$700、その他の職員については、1日 NT\$600 までは日当として証憑類がなくても損金算入可能
台湾外出張の日当(宿泊費、食費、雑費)	公務員の台湾外出張に関する旅費規定の出張先別の日当金額(たとえば、東京は US\$283、大阪は US\$263)を上限として損金算入可能。ただし、宿泊費は実費での損金算入も認められ、宿泊費が実費精算の場合、日当は上記標準額の50%が損金算入可能